

四日市市告示第156号

四日市市広告掲載要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年 3月27日

四日市市長 森 智広

四日市市広告掲載要綱の一部を改正する要綱

四日市市広告掲載要綱（平成18年告示四日市市第382号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審査機関) 第5条 1及び2（略） 3 市WEBページに掲載する広告に関する審査の場合は、前項に定める委員に <u>ICT戦略課長</u> を加えるものとする。 4から7まで（略）	(審査機関) 第5条 1及び2（略） 3 市WEBページに掲載する広告に関する審査の場合は、前項に定める委員に <u>IT推進課長</u> を加えるものとする。 4から7まで（略）

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(財政経営部管財課)